食品表示基準骨格イメージ(案)【11月6日第26回食品表示部会提出資料より】

-現行58本の基準を1本に統合-

食品関連事業者等	一般消費者に販売 される形態の食品 を扱う事業者	業務用食品を 扱う事業者	食品関連事業者 以外の販売者	基準に定める内容
I 加工 食品	1	2	3	左の9つの区分について以 下の内容を定める。 1. 表示事項
生鮮食品	4	5	6	1. 衣が事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項 2. 表示方法 (1)横断的事項の表示方法 (2)個別的事項の表示方法
Ⅲ 添加 物 ^(販売の 用にはる 場合)	7	8	9	3. 表示レイアウト、文字の 大きさ、表示禁止事項、 表示責任者の努力義務 等